

平成26年度北見市防災会議 会議録

- 1 日時 平成26年6月9日（月） 午前10時00分
- 2 場所 北見黒部ホテル2階「樹林」
- 3 出席委員 37名（遅参0名） 8名欠席
- 4 議題等

議題（1）北見市地域防災計画の修正について

議題（2）北見市ハザードマップ作成に係る専門委員について

その他（1）北見市ハザードマップの作成について

その他（2）平成26年度北見市防災総合訓練について

5 議事内容

○総務部防災対策・危機管理担当部長

ただ今から、平成26年度北見市防災会議を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、北見市防災会議事務局長の北見市総務部防災対策・危機管理担当部長八谷でございます。宜しくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日まで出席いただきありがとうございます、委員の皆様のご紹介を事務局よりさせていただきます。

○総務部防災対策・危機管理室長

はい、それでは、本日まで出席いただいております、委員の方々をご紹介いたします。本来でありますとお一人ずつご紹介するところではありますが、時間の都合もございますので、お手元に配布しております、北見市防災会議委員名簿及び出席者名簿をご覧いただき、委員の皆様のご紹介にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

つづきまして、北見市防災会議会長であります、櫻田真人北見市長よりご挨拶申し上げます。

○櫻田市長

皆様おはようございます。本日は雨の中、時節柄、ご多忙のところ、平成26年度北見市防災会議にご出席を賜りましたことに、まず心からお礼申し上げますとともに、日頃から、当市の防災行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、未曾有の大災害となりました東日本大震災から3年を経過しておりますが、大地

震による大津波による被害、また、福島第一原発による事故の影響により、様々な課題が山積しており、被災地の復興は、まだ道半ばであり被災者・避難者の皆様のご苦勞は計り知れません。このことを受けて、国をはじめ、北海道、市町村、防災関係機関においては、防災・減災対策にご尽力されていることと存じます。

この大震災を教訓として、本市においても安心・安全の街づくりのため、社会情勢の変化に対応できるしっかりとした体制の構築と、いつ起こるかわからない災害に備えるため関係機関と連携を強化しながら、より実践的な防災・減災対策を進めて参りたいと考えているところでございます。

北見市防災会議は、災害対策基本法に基づき北見市地域防災計画を策定し、その実施推進のため設置されております。本日の会議であります、国におきまして、東日本大震災を契機に、災害対策基本法の大幅な改正がなされており、このことにより北見市地域防災計画の修正にかかる案件をご用意させていただいておりますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも北見市の防災行政に一層のお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げ、開会に当たっての、ご挨拶とさせていただきます。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

つづきまして、お手元に配付いたしてございます資料等についてご確認をさせていただきたいと存じます。はじめに、本日机上去用意いたしてございます、「平成 26 年度北見市防災会議次第書」、資料 1 「北見市防災会議委員名簿」、資料 2 「本日の会議出席者名簿及び配席図」、資料 8 「平成 26 年度北見市防災訓練について」、こちらにつきましては、本日配布の資料でございます。次に、資料 3 「災害対策基本法等の一部を改正する概要」、資料 4 「北見市地域防災計画の主な改正概要」、資料 5 「北見市地域防災計画の構成変更」、資料 6 「北見市地域防災計画修正について」、資料 7 「北見市防災のしおり、ハザードマップの改正について」でございますが、事前に委員の皆様へ送付させていただきました。資料の不足等ございましたら、事務局にてご用意いたしますのでお申し出いただきたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、「北見市防災会議運営規程」第 4 条第 1 項に基づき、会長にお願いいたしたいと存じます。会長宜しくお願いいたします。

○議長（櫻田市長）

それでは、規程により議長として本会議を進めさせていただきます。はじめに、本日の会議の成立状況につきまして、事務局へ報告を求めます。

○事務局次長（防災対策・危機管理室長）

はい、委員の皆様方の出席状況でございますが、委員総数 45 名で、うち委員、代理出席者の合計 37 名のご出席を頂いておりますので、過半数に達しており、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻田市長）

本会議が成立とのことでございますので、早速議事に入らせていただきます。それでは、議題（1）「北見市地域防災計画の修正について」事務局に説明を求めます。

○事務局員（防災対策・危機管理課 防災担当係長）

はい、議題（1）「北見市地域防災計画の修正について」ご説明申し上げます。お手元の資料 3 から資料 6 まででございます。

まず、資料 3 でございますが、災害対策基本法の改正についての概要であります。平成 24 年 6 月と平成 25 年 6 月の 2 回にわたり改正されております。平成 24 年 6 月の改正概要についてでございますが、大規模広域な災害に対して国や都道府県、地方公共団体等の体制を強化することです。また、地域防災力の向上を目指すこととして、防災教育の強化や災害教訓の伝承を明確にするものであります。平成 25 年 6 月の改正では、基本理念としまして、「減災の考え方」「自助・共助・公助」「ハード・ソフトの対策」等を明確化しております。そのほか、住民の円滑な避難の確保や、被災者保護対策の改善など、改正内容に関しましては、資料のとおりとなっておりますが、防災減災に関する大幅な改正となっております。

つづきまして、資料 4 でございますが、「北見市地域防災計画の修正概要」であります。背景としましては災害対策基本法の改正、国の防災基本計画の修正、さらに北海道地域防災計画の修正と、関係法令や防災関連計画の見直しが多く実施されております。このようなことから、北見市地域防災計画の修正を行う必要があるわけですが、修正方針としまして、東日本大震災で得られた教訓、国の防災基本計画、北海道地域防災計画の修正を踏まえ、現行の北見市地域防災計画を基本としつつ、関係法令に基づき、防災対策全般の拡充のために見直しを行うものであります。

主な修正項目としましては、「1 防災基本理念の明確化」被害の最小化と迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とすること。国、地方公共団体・事業者・住民等が一体とな

った防災対策の推進等を反映することとなります。

次に「2 大規模広域災害に対する即応力の強化」災害緊急事態の布告時の市民の協力、災害時の情報収集、伝達、共有の強化、地方公共団体間での相互応援の強化などでありま

す。

次に「3 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」指定緊急避難場所の指定による住民の安全確保、避難行動要支援者に対する避難行動支援として避難行動要支援者名簿の作成、さらに避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備、ハザードマップの作成と住民への周知であります。

次に「4 被災者保護対策の改善」指定避難所の指定及び被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備、罹災証明書の交付による適切な支援実施、被災者台帳の作成による総合的、効率的な支援実施、被災住民の広域避難に関する受入れ対応となっております。

次に「5 平素からの防災への取組の強化」災害対策の基本理念の明確化としまして、役割の明確化、協定等の締結促進等であります。国・道・市・ボランティアとの連携強化や防災思想、災害教育の伝承などがあります。

最後に「6 その他」法改正等に伴う修正等平成25年8月の気象業務法での特別警報の修正及び各種基準等の見直し、土砂災害警戒区域の指定に伴いまして内容等の修正、さらには、北見市組織機構等の時点修正などが必要となります。以上の内容につきまして、修正を図ることとで予定をしているところであります。

北見市地域防災計画の修正スケジュールであります。本日の防災会議におきまして修正に関する基本合意をいただきましたら、修正原案の策定作業を進めた後、9月を目途に修正素案の確定として、本年度第2回目の北見市防災会議の開催を予定しております。修正後の地域防災計画は12月の確定を目標にしております。修正後の地域防災計画の公表を、来年1月とし、関係機関等への配布を2月頃に予定しているところであります。

続きまして資料5であります。北見市地域防災計画の編構成の見直しの案ですが、左側の修正前が現行の構成になっており第1編「総則」から「風水害等対策計画」「地震防災計画」「事故災害対策計画」「資料編」と「編」立てし、各編に「章」「節」と区分されています。修正後の案としては、「本編」に総合的な対策・計画を盛り込み、「章」「節」として区分し、「地震・津波防災計画編」として、編立てを行い内容拡充を目指しております。そのほか「資料編」とし、それぞれ以下「章」「節」の区分での構成を予定しております。

○事務局員（防災対策・危機管理課 危機管理担当係長）

引き続きまして、議題1（1）「北見市地域防災計画の修正について」ご説明いたします。資料6についてであります。具体的な修正としまして「地区防災計画関連」「指定緊急避難場所・指定避難所関連」「避難行動要支援者関連」「屋内退避の安全確保関連」「罹災証明関連」に伴う修正を行います。各項目における内容につきましては、資料6、2ページに記載のとおりであります。

「地区防災計画」ですが、地域における防災力を高めるため地域防災計画に地区防災計画を定めることができます。ものであります。

次に「避難行動要支援者」ですが、市において名簿作成が義務付けられており、支援者との情報を共有することとなるものであります。

次に「屋内での退避等の安全確保措置」ですが、洪水発生等により避難所へ移動する方が危険な状況の場合に、自宅の2階などへ移動し自宅に留まるというような避難行動を位置付けするものであります。

次に「罹災証明書関係」ですが、災害発生後に被災者に対して遅滞無く交付することを明確にするるとともに、市において体制整備を行うものであります。

次に「指定緊急避難場所及び指定避難所」ですが、災害発生時に緊急的に避難する場所と一定期間避難生活を送るための環境確保の観点から明確に区分され、市において指定することとなるものであります。

資料3ページになりますが、「指定緊急避難場所の指定」であります。指定基準により北見市において指定をすることとなり、現行の一時避難場所、避難所、臨時避難所を基本に各種災害に応じた条件を満たすものいたします。災害種別における条件として、洪水の場合であれば浸水想定区域外、地震であれば新耐震基準の建物というような条件を定めます。

資料5ページ、「指定避難所の指定」であります。被災者の生活環境が確保される一定基準に合致する、避難所と臨時避難所であり屋内施設を指定することとなります。指定基準につきましては、このような条件といたします。現行の地域防災計画において指定している避難所、臨時避難所を基本に指定することとなりますが、条件に見合った施設の精査が必要となります。

資料7ページですが、このような条件を勘案した中で、表のとおり区分することといたします。従来の避難所等の区分はそのまま継続したうえで、指定緊急避難場所と指定避難

所を選定し、指定することといたします。

次に、8ページ、「避難行動要支援者関係」ですが、災害時において高齢者や障がい者などの特に配慮を要する方々、いわゆる「要配慮者」の方の中で、自ら避難することが困難な方を「避難行動要支援者」とし、北見市地域防災計画で要件を示すこととなります。北見市としましては、保健福祉部局との連携の元に、全体計画の策定と並行し、避難行動要支援者の全体的な考え方を定めることといたします。資料9ページですが、地域防災計画で定める事項ですが、避難行動要支援者の避難支援に関することとして記載しております。北見市としましては、全体計画は、福祉関連の関係機関や団体等とも連携を図りながら策定し、地域防災計画において重要事項を定めることといたします。

修正スケジュールにつきましては、先ほど説明のとおりであります、本年度は、本日を含めた3回の防災会議の開催を予定しているところであります。

以上、議題（1）「北見市地域防災計画の修正について」のご説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より議題（1）「北見市地域防災計画の修正について」説明をいただきました。国におきまして、東日本大震災の教訓を生かした、災害対策基本法の大幅な改正がなされていることから、法改正等に伴う北見市地域防災計画の修正を進めるということでございます。

ここで、ご意見・ご質疑がございましたら、ご発言願います。

特にご意見等がなければ、提案のとおり、北見市地域防災計画につきましては、本年度中に修正を行います。修正に伴いまして、防災関係機関に対する照会等が行われることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

また、修正に伴いまして、本年度中に本日を含めて3回の防災会議の開催を予定しておりますので、委員の皆様のご出席に関しまして、特段のご配慮をお願いいたします。

つづきまして、事務局より議題（2）「北見市ハザードマップ作成に係る専門委員について」説明を求めます。

○事務局（防災対策・危機管理課防災担当係長）

はい、議題（2）「北見市ハザードマップ作成に係る専門委員について」ご説明申し上げます。お手元の資料7でございます。

それでは、資料7をご覧ください。北見市のハザードマップに関するこれまでの経過に

ついてでございますが、現行のハザードマップは、北見市地震防災マップ作成に関する研究報告書、国、北海道の河川の浸水想定区域の公表などを基に、平成20年8月に「北見市ハザードマップ作成委員会」を設置し、平成21年3月に完成しており、現在も住民へ周知・配布を行い活用しているところであります。

資料の7ページに飛びまして、北見市では本年度に防災のしおり、ハザードマップを改訂することとしました。議題（1）でもご説明いたしましたが、災害対策基本法の改正に伴いまして、指定緊急避難場所や指定避難所の指定により、その内容をハザードマップへ反映させる必要があること、さらに、要配慮者の規定により、見直しを行うものであります。また、平成25年3月には、国土交通省で洪水ハザードマップ作成の手引きが改正されており、基本的には、住民の避難行動が迅速かつ的確に行われることが重要となることから、平時から心構えや基本的な情報を把握する必要があると考えます。記載事項等の主な内容ですが、家屋倒壊危険ゾーンの表示や住民の避難行動の対応がよりわかりやすくなるよう、浸水深の表現が変更となるなど、マップの記載事項などの整理が必要となります。

資料10ページですが、このようなことから、ハザードマップの作成に関しましては、住民がよりわかりやすく理解しやすい内容に努めることが求められますことから、北見市ハザードマップ作成に関する専門委員を設置し協議・検討を行おうとするものでございます。

今後のスケジュールとしまして、本日の防災会議において北見市ハザードマップ作成専門委員の設置に関してご承認いただきましたら、7月には第1回の専門委員会会議を開催し、その後数回の専門委員会会議で内容について協議をいただき、来年3月の完成に向け取り組んでいきたいと考えております。

資料11ページですが、北見市防災会議条例の関連条文を記載しております。第2項により、関係機関職員及び学識経験者から市長が任命することとなっております。なお、ハザードマップに関する詳細の説明につきましては、その他（1）の「北見市ハザードマップ作成について」で説明いたします。

以上、議題（2）「北見市ハザードマップ作成に係る専門委員について」のご説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より議題（2）「北見市ハザードマップ作成に係る専門委員について」説明をいただきました。北見市防災会議条例に基づき、防災会議の専門委員を設置し、ハザ

ードマップの改訂を進めるということでございます。ここで、ご意見・ご質疑がございましたら、ご発言願いたいと思います。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、提案のとおり、北見市防災会議条例第4条に基づき、北見市ハザードマップ作成専門委員を設置することといたします。なお、委員の任命につきましては、事務局において調査を行い、協議のうえ任命することといたします。

それでは、只今の議題（１）（２）を一括して承認することとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ありがとうございます。それでは議題（１）（２）については承認をいただきましたことを確認させていただきます。

次に、その他（１）「北見市ハザードマップの作成について」事務局より説明を求めます。

○事務局（防災対策・危機管理課 危機管理担当係長）

はい、それでは、「北見市ハザードマップの作成について」ご説明いたします。資料7をご覧ください。

先ほど、議題（２）にてご承認いただきましたが、資料3ページの作成委員会につきましては、現行のハザードマップ作成時に設置した内容を記載しております。ご覧とおりの有識者等6名となっております。

次に4ページですが、現在の防災のしおりですが、日頃の備えやハザードマップの見方を記載しており、表紙も含め16ページで構成しています。ハザードマップは、防災のしおりに折り込み式となっており、北見・端野版が両面、常呂版、留辺蘂版と三部構成となっており、浸水想定区域や避難所等を記載しております。常呂自治区につきましては、津波浸水予測に基づき平成25年3月に津波ハザードマップとして作成、公表しており常呂地域に配布しております。

関係法令の改正に伴う記載事項の変更、また、住民の安心安全のため、よりわかり易く、見やすいハザードマップを作成できるよう、専門委員の方々のご協力を得て進めて参りたいと考えております。なお、関係機関の皆様にもご協力いただく場面もございますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

以上で、その他（１）「北見市ハザードマップの作成について」のご説明を終わらせて

いただきます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より「北見市ハザードマップの作成について」説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらご発言を願います。

特に、ご意見等が無いようですので、次に、（２）「平成 26 年度北見市防災総合訓練について」事務局より説明を求めます。

○事務局（防災対策・危機管理課 防災担当係長）

はい、それでは、その他（２）「平成 26 年度北見市防災総合訓練について」ご説明いたします。資料 8 をご覧ください。平成 26 年度の北見市総合防災訓練についてであります。地震災害を想定し、市内の光西中学校グラウンドを訓練会場として実施することで予定しております。

実施日時は、平成 26 年 9 月 5 日金曜日の午後 1 時から 3 時までを予定しているところであります。今後、詳細が決まりましたら、関係機関の皆様に周知させていただきますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

以上で、その他（２）「平成 26 年度北見市防災総合訓練について」のご説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より「平成 26 年度北見市防災総合訓練について」説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらご発言を願います。

特に、ご意見等が無いようですが、平成 26 年度の北見市防災総合訓練の開催につきましては、皆様方関係機関の参加協力がなければ 訓練の目的を達成することができません。何卒、宜しく願いいたします。

全体を通して 委員の皆様方から、何かございませんか。
関連法改正に伴いまして、北見市地域防災計画の大幅な改正を本年度実施する運びとなります。北見市地域防災計画の修正に関して委員の皆様の基本合意をいただいたと認識しております。委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様には地域防災計画の改正及びハザードマップの作成にあたりまして、ご協力をいただくこととなりますので、改めましてよろしく願いいたします。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了いたしました。本日は、皆様方、お忙しいところ、ご出席をいただきまして心から感謝申し上げます。

北見市といたしましては、今後とも関係機関皆様方、市民の皆様方との連携強化を通じまして、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めて参りますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、北見市防災会議を議了とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

以上をもちまして、平成 26 年度北見市防災会議を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。